

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **小矢部市** (都道府県: **富山県**)
本事業の担当部局名 **企画政策部定住支援課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	小矢部市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 平成 29 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,800,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通</p> <p>本市では、少子化対策の一環として平成24年度からボランティアの「おやべ縁結びさん」による結婚支援活動を実施し、婚活相談会や婚活イベントを行ってきたが、結果に結び付きづらいことも多く、支援の方法について課題になっている。加えて地域コミュニティの希薄化や社会構造の変化、ライフスタイルの多様化により、未婚率が上昇している。また、小矢部市で新婚生活をスタートする夫婦に対して、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため小矢部市結婚新生活支援事業を実施してきたが、小矢部市の未婚率は、男性は 25~29歳で 74.6%、30~34歳で 49.8%、35~39歳で 36.4%、女性は 25~29歳で 58.6%、30~34歳で 32.6%、35~39歳で 17.7%(H22)となっており、いずれも近年大きく上昇し、全国と比べてもやや高くなっている。婚姻数については、平成14年から平成22年までは平均約170件であったが、以後減少し続け、令和3年には102件という過去最低の婚姻数になっている。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け)</p> <p><当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通 結婚を望んでいる男女の婚活を支援するため、ボランティアの「おやべ縁結びさん」による結婚支援活動を実施するほか、新婚生活のスタート支援を行うことにより、小矢部市で新たな新婚生活をスタートする夫婦に対して、少子化対策になることを狙いとする。</p> <p><本個別事業の位置付け> 少子化への対策として、平成30年度に策定した市の最上位計画となる「第7次小矢部市総合計画」においては、令和元年度から10年間で計画期間とし、「結婚支援の推進」「妊娠・出産・子育て支援の充実」「移住・定住の促進」をそれぞれ政策として掲げている。その中の具体的な施策として、「結婚新生活への支援」を行うこととして本事業が位置づけられている。</p>		
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有			
【その他独自要件】			
R6年度より家賃、共益費、敷金礼金、引越費用を対象とする。			

2. 申請見込

①新規世帯見込	4	世帯	②継続世帯見込		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	2	世帯		
	その他	2	世帯		

【世帯数積算根拠】

直近の支給実績に基づいた積算

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	3 世帯
～12月(実績)	0 世帯
1月～3月(見込)	3 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	2 世帯 × 600,000 円 =	1,200,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	2 世帯 × 300,000 円 =	600,000 円	
	(継続補助)		
	合計	1,800,000 円	

3. 広報の実施予定

- ・市民課窓口で婚姻届提出時にチラシ配布
- ・広報おやべや市HPで広報

KPI項目	単位	目標値	現状値		
			計画	実績	
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	婚姻件数/15～49歳の人口(千人)	件	11.5	11.1 (R4)	
	出生数/15～49歳の人口(千人)	人	15.5	14.5 (R4)	
	「縁結びさん」による成婚数(延べ数)	件	45	39 (R6. 1. 1時点)	
	社会動態数	人	10	△47 (R4. 12. 31時点)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績		
	合計特殊出生率		1.43 (H29)		
	婚姻件数	件	108 (R4)		
	婚姻率		3.8 (H29)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	事業内容番号	KPI項目	単位	目標値	現状値
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	20	0 (R6. 1. 1時点)
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	75	0 (R6. 1. 1時点)
	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	75	0 (R6. 1. 1時点)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県が設置する協議会において、活用状況や課題を共有し、推進方を検討する				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	制度周知のために、作成したチラシを民間賃貸住宅を管理する宅建協会等の関係機関へ配布する。				

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 - ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 - ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 - ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 - ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 - ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 - ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。